

福岡県新型コロナウイルス等対策行動計画

【 概 要 版 】

福 岡 県

目 次

はじめに・新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画策定の趣旨	1
2 県行動計画の対象とする感染症	1
3 新型インフルエンザ等対策の目的	1
4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	2
5 新型インフルエンザ発生時の被害想定	2
6 対策の推進のための役割分担	2
7 発生段階	3
8 県行動計画の主要6項目	4
各段階における対策	7

始めに・新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画策定の趣旨

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザや新感染症が万一発生すれば、県民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えるおそれがあります。

このため、県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 7 条の規定に基づき、政府行動計画を踏まえ、国・市町村・関係機関・事業者等と連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進するため、福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を策定しました。

県行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合における本県の対策の基本的な考え方や実施する主な措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めています。

なお、県行動計画の策定に伴い、平成 21 年（2009 年）4 月に策定した「福岡県新型インフルエンザ対策行動計画」は廃止します。

2 県行動計画の対象とする感染症

県行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- (1) 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

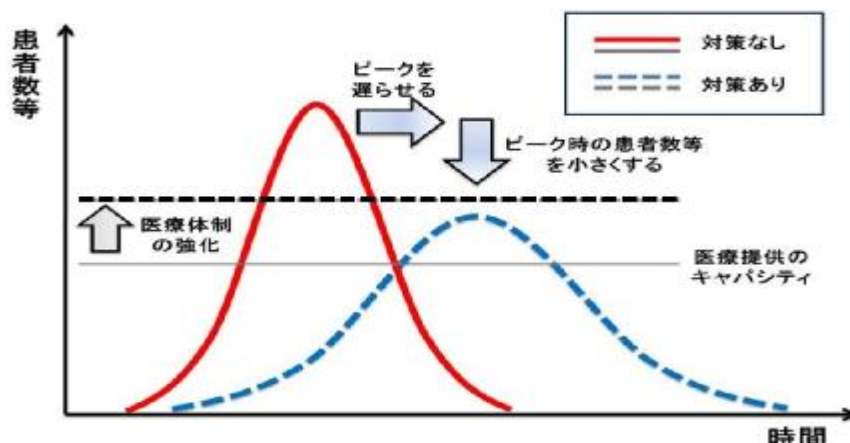
3 新型インフルエンザ等対策の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を守る。

感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保する。

- (2) 県民生活及び県民経済に及ぼす影響を最小となるようにする。

県、市町村、指定地方公共機関等は、行動計画又は業務計画等を作成・実施することなどにより、医療提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 基本的人権の尊重

県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、県民の権利と自由に制限を加える場合には、新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、

(2) 危機管理としての特措法の性格

新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないことも考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではありません。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部、市町村対策本部及び指定地方公共機関等は相互に緊密な連携を図り、総合的な対策の推進を図ります。また、市町村対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合等には、所要の総合調整を行います。

(4) 記録の作成・保存

県及び市町村は、発生した段階で、県対策本部、市町村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表します。

5 新型インフルエンザ発生時の被害想定

県行動計画を策定するに際しての被害想定は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて推計しました。

【福岡県における新型インフルエンザ発生時の被害想定】

患者数等	福岡県	
医療機関を受診する患者数	52.9万人～97.5万人	
病原性による患者数等の上限	中等度	重度
入院患者数	2.3万人	7.5万人
死亡者数	7千人	2万7千人
1日あたり最大入院患者数	4千人	1万6千人

6 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下、基本的対処方針を決定し対策を強力に推進していきます。

(2) 地方公共団体の役割

【県】

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、以下の対策を実施します。

- 新型インフルエンザ等の発生前は、医療の確保、県民生活・県民経済の安定の確保等の自らが実施主体となる対策に関し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を推進します。
- 新型インフルエンザ等の発生時は、基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて国と協議を行いながら対策を推進します。また、市町村と緊密な連携を図りながら、市町村における対策の実施を支援します。

【市町村】

住民に最も近い行政単位である市町村は、地域住民に対するワクチンの接種、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等に関し、基本的対処方針に基づき対策を実施します。

また、政令市等（北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市）については、感染症法において、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、県に準じた役割が求められていることから、県と政令市等は、医療体制の確保等に関する協議を行うなど発生前から連携を図っていきます。

(3)医療機関の役割

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等の患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めます。

(4)指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有しています。

(5)登録事業者

登録事業者^{※1}は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の県民生活を維持する観点から、職場における感染対策の実施や医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続するよう努めます。

※1 登録事業者

特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの

(6)一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策を行うことや、新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

(7)県民

新型インフルエンザ等の発生前から、発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大を抑えるため、マスク着用など個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

7 発生段階

地域での医療提供や感染対策等については、地域での発生状況に応じ、柔軟に対応する必要があるため、以下の6段階に分類し、対応方針を定めています。

各段階の移行については、県全体の発生状況を踏まえ、福岡県新型インフルエンザ等対策本部長である知事が判断します。

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内未発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、福岡県内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
県内発生早期	福岡県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	福岡県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

8 県行動計画の主要6項目

1. 実施体制

- 県、市町村、医療機関、事業者などの関係機関が相互に連携を図り、一体となった取組を行うため、未発生期においては、平時から各部主管課長や関係課長で構成する福岡県新型コロナウイルス等対策本部幹事会や関係課等による連絡会議を開催し、県、政令市等、消防機関等における情報の共有、必要な対策の準備について協議を行います。
- 保健福祉(環境)事務所において、地域新型コロナウイルス等連絡会議を開催し、地域の関係機関と必要な対策等について協議を行います。
- 新型コロナウイルス等が発生した場合（海外発生期）には、知事を本部長とする「福岡県新型コロナウイルス等対策本部」を設置し、対策の総合的、効果的な推進を図ります。
- 国が新型コロナウイルス等緊急事態^{※2}宣言を行い、本県が緊急事態措置を実施すべき区域となった場合には、県は、必要な措置を行います。

※2 新型コロナウイルス等緊急事態

新型コロナウイルス等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態

<各段階における県の組織体制>

目的	未発生期	海外発生期	県内未発生期 ～県内感染期	小康期
総合的対策の決定	-	新型コロナウイルス等対策本部		
対策の検討	新型コロナウイルス等対策本部幹事会			
情報共有	新型コロナウイルス等対策本部幹事会・連絡会議			
技術的助言	感染症危機管理対策委員会			
地域での対策の検討・ 情報共有	地域新型コロナウイルス等対策連絡会議(保健福祉(環境)事務所)			

2. サーベイランス・情報収集

- 新型コロナウイルス等対策では、サーベイランスの結果を効果的な対策に結びつけることが重要であるため、県、北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市（以下「県等」という。）は、新型コロナウイルス等に関する様々な情報を、平時から系統的に収集・分析し、新型コロナウイルス等対策を適時適切に実施していきます。
- 海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階（海外発生期～国内発生早期又は県内発生早期）までは、患者の全数把握等のサーベイランス体制を強化し、患者の臨床像等を把握するため積極的に情報収集を行います。
- 県内の患者数が増加した段階（県内感染期）では、入院患者及び死亡者など新型コロナウイルス等の重症者を把握する情報収集に切り替えます。
- サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、医療体制等の確保に活用するとともに、病原体や重症者の状況について医療機関に情報提供します。

3. 情報提供・共有

- 新型コロナウイルス等の発生前（未発生期）には、予防的対策として、県及び市町村は、新型コロナウイルス等の予防及びまん延の防止に関する情報などを県民のほか、医療機関、事業者等に情報提供し、対策を推進していきます。なお、その際には、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮して情報提供を行います。
- 新型コロナウイルス等の発生時（海外発生期以降）には、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権にも配慮して情報提供を行います。

4. 予防・まん延防止

主なまん延防止対策

① 個人における対策

県等は、県内における発生初期の段階（県内発生早期）から、個人に対するマスク着用、手洗いなどの基本的な感染対策を実施するよう促すとともに、新型インフルエンザ等の患者に対しては、入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する健康観察等を行います。新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、必要に応じ、県民に対して不要不急の外出の自粛要請等を行います。

② 地域対策・職場対策

県等は、県内における発生初期の段階（県内発生早期）から、個人における対策のほか、職場において、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施し、感染対策の徹底等を図ります。

③ 施設の使用制限の要請等

新型インフルエンザ等緊急事態^{※2}においては、県は、まん延防止の観点から、必要に応じ、多数の者が集まる施設の使用制限の要請等を行います。

予 防 接 種

新型インフルエンザ等対策では、以下の2つの予防接種を行い、予防・まん延防止を図ります。用いられるワクチンについては、プレパンデミックワクチン^{※3}とパンデミックワクチン^{※4}の2種類があります。

特定接種

特措法第28条に基づき、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者等に先行的に行われる予防接種のことで、国の指示により事業者等が実施します。

住民接種

住民に対して行う予防接種のことで、国の指示により市町村が実施します。

緊急事態宣言が行われている場合には、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条の規定（臨時の予防接種）により行われます。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合には、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づき行うこととなります。

※3 プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、鳥インフルエンザウイルスを基に製造するワクチンで、国において製造・備蓄されています。

※4 パンデミックワクチン

新型インフルエンザの発生後に新型インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンで、ワクチン製造用のウイルス株を決定後、6か月以内に全国民分を製造できるよう、国において研究開発が進められています。

5. 医 療

県等は、新型インフルエンザ等の発生前（未発生期）から、保健所（県においては、保健福祉(環境)事務所）を中心として地域医師会など地域の関係者と密接に連携を図りながら、医療体制の整備を推進し、発生に備えた準備を行います。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、医療体制を維持・確保するため、以下のことを行います。

発生時における医療体制の維持・確保

- 県等は、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、相談者の症状等に応じて、一般の医療機関又は帰国者・接触者外来への受診勧奨等を行います。
- 新型インフルエンザ等の国内での発生早期には、県等は、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させることとし、県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階（県内発生早期）までは、発生国からの帰国者や県内の患者の濃厚接触者の診療のため、県は各地域の医療機関に「帰国者・接触者外来」を確保します。
- 医療機関においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫など院内感染の防止に努めるとともに、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用等を行い、十分な感染防止等に努めます。
- 帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、県は、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、原則として、すべての医療機関で診療する体制に切り替えます。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ります。
- 県は、医療機関が不足し、医療の提供に支障が生じた場合にも対応できるよう、あらかじめ、臨時の医療施設の設置、提供する医療の内容等について、検討を進めていきます。

<各段階における外来体制・入院体制>

発生段階	外来体制	入院体制
海外発生期～ 県内発生早期	帰国者・接触者外来 (事前に帰国者・接触者相談センターへの電話が必要)	感染症指定医療機関
県内感染期	帰国者・接触者外来の必要性を検討し、状況に応じてすべての医療機関で診療できる体制に移行	入院協力医療機関 (必要に応じてすべての入院可能な医療機関)
小康期	通常対応	通常対応

医療関係者に対する要請・指示、補償

県は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請又は指示を行います。

県は、要請又は指示に応じて患者等に対する医療等を行う医療関係者等に対し、政令で定めるところにより、その実費を弁償し、また、損害を被った場合には、補償します。

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

抗インフルエンザウイルス薬については、国全体で、国民の45%に相当する量を目標として備蓄することとなっており、国と県において備蓄、配分、流通調整を行います。

6. 県民生活及び県民経済の安定の確保

県、市町村、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等対策実施のため、事前の準備を進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時には、県民生活及び県民経済への影響が最小限となるよう、事業継続計画等に基づき事業等を継続・実施します。又、必要に應じ、県は、緊急物資の運送要請・指示、生活関連物資の価格安定等の措置を行います。

各段階における対策

発生段階ごとの主な対策については、以下に示すとおりです。

- 個々の対策の実施時期は発生段階と必ずしも一致しないこと等があるため、段階は目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施します。

発生段階	対策の考え方	主な対策
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ● 発生に備えて体制の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施 □ 指定地方公共機関の指定 □ 地域における医療体制の整備 □ 通常のインフルエンザに対するサーベイランスの実施 □ 抗インフルエンザウイルス薬を確保(県民の45%)
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内発生の遅延と早期発見に努める。 ● 県内発生に備えて体制の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 県対策本部の設置(基本的対処方針及び県行動計画に基づく対応を開始) □ 帰国者・接触者相談センター及びコールセンター(一般相談窓口)を設置 □ 医療機関に帰国者・接触者外来を設置 [県内発生早期まで設置] □ 社会機能維持のため国が登録する事業者(登録事業者)へのワクチン接種(事業者が実施) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○ 政府対策本部が設置されたときは、直ちに県対策本部を設置する。</p> <p>○ 基本的対処方針とは、政府対策本部が、政府行動計画に基づき定める新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針である。</p> </div>
県内発生早期※1	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内での感染拡大を抑える。 ● 患者に適切な医療を提供する。 ● 感染拡大に備えた体制の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 国内発生早期以降、新型インフルエンザ等患者の全数把握を開始 □ 感染症指定医療機関への入院措置 <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>必要に応じて緊急事態宣言(国)</p> <p>○ 緊急事態宣言時の主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外出自粛の要請 ・ 施設や催物等の制限等の要請・指示等 ・ 臨時の医療施設の設置等 ・ 医薬品、食品等(特定物資)の売渡しの要請・収用 ・ 指定地方公共機関※2に対する、措置の実施に必要な物資(緊急物資)の運送の要請・指示 <p>* 市町村対策本部の設置 ・ 住民への予防接種の実施 ・ 要援護者への支援</p> </div>
県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療体制を維持する。 ● 健康被害を最小限に抑える。 ● 県民生活及び県民経済への影響を最小限に抑える。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 全数把握は中止し、重症患者の把握に重点化 □ 全医療機関における診療の開始
小康期	<ul style="list-style-type: none"> ● 県民生活及び県民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 県対策本部の廃止(政府対策本部が廃止されたとき) □ 状況に応じた各種対策の縮小・廃止 □ 新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に復帰 □ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

※1 国内で発生し、県内未発生においても、同様の対策を行う。

※2 指定(地方)公共機関は、その業務について新型インフルエンザ等対策を実施する。